

ブレッサ相模原

規 約

1、名称及び所在地

本クラブは2015年4月1日よりティガー相模原F Cをブレッサ相模原と名称変更し、事務局を以下に置くものとする。

※略称名を「ブレッサ」とする

〒252-0235 相模原市中央区相生4-4-13

2、主催

本クラブの主催は、NPO 法人チームさがみはらプラス とする。

3、主管

本クラブの主管は、ブレッサ相模原 とする。

4、理念・目的

クラブスローガンを「みんなの夢を叶える場」とし、スポーツ活動以外にも地域貢献活動、地域交流活動等を行い、会員個々人の夢の実現につながる可能性のある活動とクラブの夢につながる活動を両輪で回していくものとする。

また年齢も性別も関係なく多くの人が生涯を通して楽しみ、人生を豊かにするチカラ

があるスポーツと出逢える場所と機会を創出していくことを目的とする。

5、活動

本クラブの活動期間は原則として1年間（1年更新）とする。

毎年4月1日～翌年の3月31日まで。

6、入会資格

本クラブの入会資格として、下記の項目内容に準じ、本クラブの規約に賛同した者とする。

- （1）本クラブの規約に賛同した者であること。
- （2）未成年者は親権者の許可を得た者であること。
- （3）所定の入会申込書に必要事項を記入押印し、提出した者であること。
- （4）クラブ代表者の承認を得た者であること。
- （5）健全な夢、またはやりたいことを探す意志を持っている者であること。
- （6）反社会的活動を行う団体または公序良俗に反する団体等に所属していないこと

7、組織

本クラブは以下をもって組織する。

- （1）NPO 法人チームさがみはらプラス
- （2）ブレッサ相模原トップチーム
- （3）ブレッサ相模原ネクストジェネレーション（各年代の育成カテゴリー）

(4) その他のカテゴリーは必要に応じ追加していくものとする

8、費用に関して

【トップチーム】

- (1) 入会金 0 円＋税
- (2) 年会費 1 2, 0 0 0 円＋税
- (3) 月謝 5, 0 0 0 円＋税

【ネクストジェネレーション】

- (1) 入会金 0 円＋税
- (2) 年会費 1 2, 0 0 0 円＋税 ※年度途中は月割り
- (3) 月謝 8, 0 0 0 円＋税 等

※別添の活動費用一覧表を参照

合宿、遠征、地域を超える範囲の大会参加の際は、別途費用を徴収する場合もある。

9、遵守事項

選手、及びその保護者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 本クラブの規律と調和に心掛けること。
- (2) 本クラブの秩序を乱す行為は厳に慎むこと。
- (3) 本クラブの活動の優先を心掛けること。
- (4) 子供たちを笑顔にする行動を心掛けること。
- (5) 身近な人々や地域に感謝をすること。

10、休会・退会

一時休会、または退会をする場合には、1ヶ月前までにクラブ所定の書面（休会届出書、退会届出書）にて届け出、代表の了承を得なければならない。

11、退会勧告

本規約に反する行為、公序良俗に反する行為、一般常識を逸脱した行為、クラブに不利益をもたらす行為、支払いの3ヶ月以上の滞納、他のサッカー活動を最優先するような行為等が著しくみられる場合は、代表判断により退会処分とすることが出来る。

- 1) 1回目、口頭にて注意勧告
- 2) 2回目、書面にて警告
- 3) 3回目、退会勧告

12、保険

選手は入会と共にスポーツ安全保険に加入する。

加入手続きは本クラブで行います。

傷害における保障及び責任は、加入する保険会社の約定通りとする。

13、傷害及び死亡の対応

選手及び指導者が活動中または移動中に負傷、体調の急変もしくは死亡した場合、

病院、消防等の医療機関の指示に従って行動し対処する。

またこの際、本クラブは一切の責任を負わないものとする。

各種保険の請求にあたっても同様とする。

14、免責

選手・保護者・指導者及び関係者は、本クラブの活動内における盗難、傷害、体調の急変・駐車場内・移動中などの事故による死傷および破損、その他に対し、何ら損害賠償を求めない。

15、肖像権

会員（または保護者）は、以下の管理・運用を主催者に一任することを入会時に予め了承する。

- 1）本クラブ活動中の写真・動画等に関し、オフィシャルホームページ、クラブ公認の各種SNS、クラブ宣伝・報告ツールでの使用。
- 2）個人名の記載の必要が生じた場合は、会員（または保護者）への確認・許可を得て実施するものとする。
- 3）退団後もこれらは使用し、また記録として残ります。

16、成長データの提供と能力開発への協力

当クラブでは、資質開発能力開発を共同研究する諸機関へ、選手個々の精神面・整理面・運動機能面等のデータ提供を行い、またそれら諸機関と共に選手個々の能力

向上のための試みを様々に行うことを本クラブの会員（当人または保護者）は予めこれを了承するものとする。

17、その他

活動の為必要な事項・問題が発生したときは、本クラブ内で協議を行い、主催の承認により決定する。

18、付則

- （1） 本規約の施行について必要な事項に関しては、主催者の承認を経て、別途、細則等を定めることが出来る。
- （2） 本規約は2015年4月1日より施行する。
- （3） 2021年4月1日 改定